

審議結果を踏まえた取組状況

まちづくり局

評価対象事業	内 容
<p>まちづくり交付金 総括意見</p> <p>所管課 まちづくり局</p>	<p>1 事業評価検討委員会からの審議結果内容</p> <p>(1) まちづくり交付金対象事業の事後評価では、対象地区の周辺を含めた地域全体としてのまちづくりの構想を示した上で、個々の事業の成果を整理するとともに、計画に位置付けられた事業が、計画どおり、効率的に進捗したのかという観点から整理することにより、事業に対する理解を一層得ていく工夫が望まれる。</p> <p>(2) まちづくりを効果的、効率的に推進していくためには、地域住民や関係する地域団体はもちろんのこと、企業等の関係事業者について、まちづくりの一員としての認識を共有してもらい、積極的な参画を求めていくことが望まれる。</p> <p>(3) まちづくり交付金対象事業の推進にあたっては、個々の事業の連携を十分に図りながら、コストの妥当性の確保に努めて最小の経費で最大の効果を発揮していくことが望まれる。</p> <p>2 審議結果を踏まえた取組・対応方針</p> <p>(1) 今後、事後評価の公表時には、評価対象事業について、新総合計画や都市計画マスタープラン等のまちづくりに関する上位計画における位置付けを明確にするとともに、事業が計画どおりに進捗したのかという観点から説明を加えるなど、事業に対する市民の理解を一層得られるよう工夫してまいります。</p> <p>(2) 引き続き、地域住民主体のまちづくりを支援していくとともに、関係事業者とも積極的に協議・調整し、効果的にまちづくりを推進するため、必要な事業協力を求めてまいります。</p> <p>(3) まちづくりの推進にあたっては、関係者間の連絡・調整を十分に行い、個々の事業の連携を図りながら、整備費用や維持管理費などのコスト面においても配慮し、効果的・効率的</p>

な事業実施に努めてまいります。

3 その他、報告事項等